

議案第 7 4 号

平成 2 4 年度狭山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、平成 2 4 年度狭山市下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり減債積立金及び利益積立金に積立てることについて、議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 2 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

平成 2 4 年度狭山市下水道事業会計未処分利益剰余金の一部を減債積立金及び利益積立金に積立てたいので、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

平成24年度狭山市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金	借入資本金		
当年度末残高	21,130,418,896	16,774,511,648	24,522,403,134	291,364,372
議会の議決による処分数額	0	0	0	△ 210,000,000
減債積立金の積立	0	0	0	△ 10,000,000
利益積立金の積立	0	0	0	△ 200,000,000
処分後残高	21,130,418,896	16,774,511,648	24,522,403,134	(繰越利益剰余金) 81,364,372